	④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１　モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦15	≦1.0
15＜ipm≦40	≦0.10×ipm－0.5
40＜ipm≦82	≦0.35×ipm－10.3
82＜ipm	≦0.70×ipm－39.0

備考）１　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間にＡ４又は8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。Ａ４用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。表２において同じ。

２　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．⑴」による。表２において同じ。

表２　カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦32	≦0.10×ipm＋2.8
32＜ipm≦58	≦0.35×ipm－5.2
58＜ipm	≦0.70×ipm－26.0

表３　インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
５分	≦1.4W	≦１W

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

２　スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表４の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．⑵」による。

表４　追加機能及びその許容値

種　　類	第１許容値(W)	第２許容値(W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（ＳＣＳＩ等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	—	0.2
冷陰極蛍光灯（ＣＣＦＬ）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
ＰＣがないと印刷／複写／スキャンができない、ＰＣを基本とするシステム	—	－0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	１ＧＢごとに1.0W
電源装置の定格出力／ＰＳＯＲ（許容値は表３の製品にのみ適用される）	—	ＰＳＯＲ＞10Wの場合 0.02×（ＰＳＯＲ－10W）

備考）　「第１許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第２許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

⑵　目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－５　スキャナ

⑴　品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表１に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。